○総務省告示第九十号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

また、健全化法第二十四条において準用する同法第六条第三項の規定に基づき、同法第二十四条において準用する同法第六条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第十八条第一項の規定による報告の概要

北海道夕張市　財政再生計画実施状況報告（概要）

1　計画と具体的な措置の状況

⑴　事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減に関する状況

○　主な歳出削減項目

人件費	職員数の維持、一般職及び特別職給与の削減等を実施。
物件費	必要最小限の執行及び契約事務の適正な執行を実施。
維持補修費	必要最小限の執行及び契約事務の適正な執行を実施。
扶助費	市単独事業は高齢者や教育活動への給付に限り実施。
補助費等	各種補助金などについて真に必要なものに限定して実施。
投資的経費	市営住宅、汚泥再生処理センターの建設など真に必要な事業に限定して実施。
公債費	計画どおり償還を行うとともに、地方債償還や北海道市町村振興基金貸付金償還のための減債基金への積立を実施。
他会計繰出金	経営改善や収入の適正化等の取組状況を踏まえ、計画に基づく繰出しを実施。

※当該年度までの累積実績額：20,199百万円）
（うち一般財源相当額：18,468百万円）

⑵　地方税その他の収入の増徴に関する状況

計画どおり合理的な計画徴収に努めた結果、市営住宅使用料の徴収率が向上した。

※当該年度までの累積実績額：249百万円）
（うち一般財源相当額：249百万円）

⑶　地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収に関する状況

現年分の滞納者への対応を重視し本人との折衝の機会を増やし、滞納繰越の発生を抑制するため、速やかに納付相談を実施するとともに、生活再建や家計の改善を支援するため、ファイナンシャルプランナーによる無料相談を実施し、滞納原因の解消につなげるなど、適正で効率的な滞納整理に努め、督促に応じない悪質滞納者には法的措置を執行した。

※当該年度までの累積実績額：53百万円）
（うち一般財源相当額：53百万円）

⑷　使用料等の変更、財産の処分その他の歳入の増加に関する状況

使用料及び手数料は、平成19年度に実施した引き上げなどの見直しに基づき、引き続き収入確保に努めた。

また、高松ズリ山のズリ売却を開始したほか、金融機関店舗への市庁舎の有償貸与などにより収入確保を図った。

※当該年度までの累積実績額：453百万円）
（うち一般財源相当額：９百万円）

⑸　超過課税又は法定外普通税による地方税の増収に関する状況

法令上の上限の税率などを踏まえ平成19年度に行った見直しを継続して実施した。

※当該年度までの累積実績額：369百万円）
（うち一般財源相当額：369百万円）

2　実質赤字解消の状況

第２参照